

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

助成金交付規程

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会  
助成金交付規程

(総則)

第1条 ボランティア団体及び当事者団体への社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が交付する助成金については、この規程に定めるところとする。

(目的)

第2条 宮古島市において自主的に地域福祉向上・充実を図ることを目的に結成された団体等（以下「団体」という）が行う地域福祉活動に対し、ボランティア活動及び地域福祉活動の振興を図り、団体活動のスキルアップを目指すとともに会員相互の連携強化を図るため、その運営および事業に要する経費について、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成対象団体及び助成事業)

第3条 この規程に基づき、助成を受ける団体は次のとおりとする。

- (1) 障がい者、高齢者、ひとり親世帯などの当事者で構成され、社会参加の促進、地域福祉活動の充実等を目的とする団体
- (2) 地域で活動するボランティア団体やグループ
- (3) 福祉教育やボランティア活動の機会を提供する学校
- (4) 自治会組織
- (5) 当事者の居場所・仲間づくりを目的とした住民主体の団体
- (6) その他、本会会長が特に必要と認める団体

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するときは、助成金の交付対象としない。

- (1) 事業収益のある団体又は企業・法人等が運営する団体
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する団体。
- (3) 特定の政治または宗教活動および主義主張の浸透を目的とする団体
- (4) 反社会勢力またはつながりのある団体
- (5) 本会による助成または共同募金配分金事業による2次配分を受けている団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会が助成することが適当でないとした団体

3 本会が実施する助成事業の詳細については、別に定める。

(助成金の交付)

第4条 助成金は団体に本会の予算の範囲内において、役員会の審議を経て、会長がそのつど決定する。

(助成金の額)

第5条 各事業の助成対象経費及び助成金の額は、別に定める。

(財源)

第6条 助成金の財源は会員収入および赤い羽根共同募金配分金とする。

(交付申請)

第7条 この規定に基づいて助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書に事業計画書及び予算書等、会長が必要と認める書類を添付し申請する。

(使途変更等)

第8条 助成金の交付を受けた団体が、助成金の使途変更又は事業の遂行が困難となった場合、その事由及び事業の遂行状況を記入した書類を、遅滞なく本会に提出してその指示を受けなければならない。

(使途報告)

第9条 助成金を受けた者は、当該年度完了後2ヶ月以内に事業実績報告書に事業報告書及び決算書等、会長が必要と認める書類を添付し提出しなければならない。

(監査の実施)

第10条 本会は助成金を交付した団体に対して監査を行うことができる。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改廃しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。